

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	: アンモニウムイオン測定試薬 NH ₄ -2 AT000540
会社名	: 株式会社東洋製作所
住所	: 千葉県柏市高田 1335
担当部署	: 柏工場 品質管理課
電話番号	: 04-7143-2003
FAX 番号	: 04-7143-0684
緊急連絡電話番号	: 上記担当部署
推奨用途及び使用上の制限	: アンモニウムイオン測定

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	: 区分外
健康に対する有害性	
急性毒性（経口）	: 区分3
皮膚腐食性・刺激性	: 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分1
皮膚感作性	: 区分1
生殖細胞変異原性	: 区分2
生殖毒性	: 区分1
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 区分1（呼吸器系、腎臓、消化管、心血管系、肝臓、神経系、甲状腺）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 区分1（神経系、腎臓、呼吸器、甲状腺、心血管系、消化管、皮膚、全身毒性）
吸引性呼吸器有害性	: 区分1
環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	: 区分1
水生環境慢性有害性	: 区分1

ラベル要素



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 飲み込むと有毒 重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 授乳中の子に害を及ぼすおそれ アレルギー性皮膚反応をおこすおそれ 遺伝性疾患のおそれの疑い 臓器（腎臓、消化器、肝臓、心血管、呼吸器、神経系）の障害 長期にわたるまたは反復ばく露による臓器（神経系、腎臓、呼吸器、心血管、消化管）の障害 飲み込んで気道に浸入すると生命に危険のおそれ 水生生物に非常に強い毒性 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

- : 取扱い後、手をよく洗うこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- 指定された個人用保護具を使用すること。
- 環境への放出は避けること。
- 取り扱い後は汚染か所を良く洗うこと。

応急処置

- : 飲み込んだ場合、口をすすぎ、可能ならば吐きださせ、直ちに医師の処置を受ける。
 - 皮膚に付着した場合、汚染された衣類および付着物を取り除く。
 - 皮膚を流水で洗う。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の処置を受ける。
 - 吸入した場合、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師の診察を受けること。
 - 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗い流し、医師の診察を受けること。
 - ばく露またはばく露の懸念がある場合、気分が悪い場合、医師の処置を受けること。
 - 漏出物を回収すること。
- 保管
廃棄
- : 施錠して保管すること。
 - : 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区分
物質

: 混合物

成分及び含有量

: 塩化水銀 (II) 2.48 wt%
 よう化カリウム 4.95 wt%
 水酸化カリウム 12.69 wt%
 水 79.88 wt%

化学式または構造式

: 塩化水銀 (II) HgCl₂
 よう化カリウム KI
 水酸化カリウム KOH

CAS番号

: 塩化水銀 (II) 7487-94-7
 よう化カリウム 7681-11-0
 水酸化カリウム 1310-58-3

官報公示整理番号
(化審法・安衛法)

: 塩化水銀 (II) 化：1-226
 安：公表
 よう化カリウム 化：1-439
 水酸化カリウム 化：1-369

4. 応急措置

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移動し、鼻をかませ、うがいをさせ、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
- 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

- 眼に入った場合
飲み込んだ場合
- : 直ちに流水で15分以上洗い流し、眼科医の処置を受ける。
 - : 直ちに水または食塩水を飲ませて吐かせ、医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤
- : 周辺火災の状況に応じて適切な消火剤を用いる。
この製品自体は燃焼しない。
- 特有の危険有害性
- : 火災時によって刺激性、有毒および、または腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法
- : 関係者以外は安全な場所に退去させる。
速やかに容器を安全な場所へ移す。
移動不可能な場合は容器および周辺に散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護
- : 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項・
保護具および緊急時措置
- : 関係者以外は近づけない。
回収が終わるまで十分な換気を行う。
適切な保護具を着用し、飛散したものなどが皮膚に付着したり、粉じんを吸入しないようにする。風上から作業し、風下の人を待避させる。
- 環境に対する注意事項
- : 上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。
河川、下水、排水中に流してはならない。
- 封じ込めおよび浄化の方法・機材
二次災害の防止策
- : こぼれた物質をプラスチック容器内に回収する。飛散した場所は十分に洗い流す。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策
- : 皮膚に付いたり、粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入をしないよう、必要に応じて適切な保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気
注意事項
- : 局所排気、全体換気を行う。
 - : みだりにエアロゾル、粉じんが発生しないよう取り扱い。
皮膚に触れないようにする。
眼に入らないようにする。
粉じんの堆積を防止する。
- 安全な取扱い注意事項
- : すべての安全上の注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
保護手袋、保護眼鏡、顔面保護具を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
取扱い後は手、汚染か所をよく洗う。
取扱中は飲食、喫煙してはならない。
- 保管
- 適切な保管条件
- : 容器は密閉して冷暗所に保管する。
施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度
- : 0.025 mg/m³ (水銀無機化合物として)。(塩化水銀(II))
- 許容濃度
- 日本産業衛生学会(1978)
- : (最大値) 2 mg/m³。(水酸化カリウム)
- ACGIH(2009) TLV-TWA
- : 0.025 mg/m³ (水銀無機化合物として)。(塩化水銀(II))
経皮吸収性がある。(塩化水銀(II))
- ACGIH(2007) TWA
- : 0.01 ppm (IFV) (甲状腺不全、上気道刺激)。(よう化カリウム)
- ACGIH(1992) STEL
- : 上限値 2 mg/m³ (上気道、眼および皮膚刺激)。
: (水酸化カリウム)

設備対策 : 取り扱いについては、できるだけ密閉された装置、器機または局所排気装置を使う。
手洗い、洗眼設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具 : 呼吸用保護具、防じんマスクを着用すること。
手の保護具 : 不浸透性保護手袋を着用すること。
目の保護具 : 側面シールド付安全メガネまたは化学用品用ゴーグルを着用する。
皮膚及び身体の保護具 : 保護衣（長袖作業衣）、保護長靴、保護服などを着用する。
衛生対策 : 眼、皮膚、衣類につけないこと。
妊娠中、授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は汚染か所をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質

以下に記載のない項目は、データなし。

物理的状态、形状、色など : 淡黄色の液体。
臭い : 無臭。
pH : 塩基性。

10. 安定性及び反応性

安定性 : 水溶液は強塩基で、酸と激しく反応し、アルミニウム、すず、鉛、亜鉛などの金属に対して腐食性を示し、引火性、爆発性の気体(水素)を生成する。(水酸化カリウム)
通常保管条件、取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性 : 酸化剤と接触すると反応する。(よう化カリウム)
避けるべき条件 : 日光、熱、混触危険物質との接触。
混触危険物質 : 酸化剤。(塩化水銀(II))
酸、食品や飼料、金属類。(水酸化カリウム)
酸化性物質。(よう化カリウム)
危険有害分解生成物 : カリウム酸化物。(水酸化カリウム)
よう素。(よう化カリウム)

11. 有害性情報

急性毒性（経口） : 区分3。
以下データより、塩化水銀(II)として区分2、水酸化カリウムとして区分3であり、本製品の塩化水銀(II)含有量は2.48%、水酸化カリウム含有量は12.69%であることから、区分3とした。
〔日本公表根拠データ〕(塩化水銀(II))
飲み込むと生命に危険(区分2)。
ラット経口 LD50=25.9 mg/kg。
マウス経口 LD50=10 mg/kg。
〔日本公表根拠データ〕(水酸化カリウム)
Priority 1に記載されているラット、LD50値の統計計算値が284 mg/kgであったため区分3に分類した。
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1。
以下データより、塩化水銀(II)として区分2、水酸化カリウムとして区分1Bであり、本製品の塩化水銀(II)含有量は2.48%、水酸化カリウム含有量は12.69%であることから、区分1とした。
〔日本公表根拠データ〕(塩化水銀(II))
皮膚に対して刺激性がある(区分2)。
本物質は本来皮膚および粘膜に対する刺激物であるとの記載に基づき区分2とした。

- [日本公表根拠データ] (水酸化カリウム)
ウサギによる試験で腐食性(SIDS(2001))、ヒトに対して腐食性(SIDS(2001))の記載があり、国連分類クラス 8Ⅱに分類されていることより区分 1B に分類した。
- 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 : 区分 1。
以下データより、塩化水銀(Ⅱ)として区分 2A、よう化カリウムとして区分 2B、水酸化カリウムとして区分 1 であり、本製品の塩化水銀(Ⅱ)含有量は 2.48%、よう化カリウム含有量は 4.95%、水酸化カリウム含有量は 12.69%であることから、区分 1 とした。
[日本公表根拠データ] (塩化水銀(Ⅱ))
眼に対して強い刺激性がある(区分 2A)。
本物質は本来粘膜に対する刺激物であるとの記載に基づき区分 2A とした。
[日本公表根拠データ] (よう化カリウム)
ウサギを用いた試験において、本物質(3%溶液)を角膜に適用したところわずかな刺激性がみられ、刺激の程度は最大 100 に対し 17 であったとの報告がある(HSDB(Access on July 2015))。
以上の結果から区分 2B とした。
なお、長期運用による副作用として結膜炎、眼瞼浮腫などが記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。
[日本公表根拠データ] (水酸化カリウム)
ヒトに対して不可逆な障害があり(SIDS(2001))、ウサギの試験で腐食性(SIDS(2001))の記載があり、皮膚腐食性、刺激性の GHS 分類が区分 1B であることより区分 1 に分類した。
- 皮膚感作性 : 区分 1。
以下データより、塩化水銀(Ⅱ)として区分 1 であり、本製品の塩化水銀(Ⅱ)含有量は 2.48%であることから、区分 1 とした。
[日本公表根拠データ] (塩化水銀(Ⅱ))
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(区分 1)。
日本産業衛生学会は水銀を皮膚感作性物質「第 1 群」に分類している。
- 生殖細胞変異原性 : 区分 2。
以下データより、塩化水銀(Ⅱ)として区分 2 であり、本製品の塩化水銀(Ⅱ)含有量は 2.48%であることから、区分 2 とした。
[日本公表根拠データ] (塩化水銀(Ⅱ))
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分 2)。
マウスの経口投与による骨髄を用いた染色体異常試験(体細胞 in vivo 変異原性試験)の陽性結果に基づき、区分 2 とした。
- 生殖毒性 : 区分 1。
以下データより、塩化水銀(Ⅱ)として区分 1B、よう化カリウムとして区分 1B であり、本製品の塩化水銀(Ⅱ)含有量は 2.48%、よう化カリウム含有量は 4.95%であることから、区分 1 とした。
[日本公表根拠データ] (塩化水銀(Ⅱ))
生殖能または胎児への悪影響のおそれ(区分 1B)。
ラットに経口投与による二世代生殖試験の F0 世代で、受胎率の有意、かつ用量依存的な低下と全投与群で着床率の低下、さらに雄マウスに 45 日間経口投与後、一般毒性の発現がみられない用量(1.25mg/kg)で対照群の雌との交尾成立が 0%まで低下した。
以上より、一般毒性の発現ない用量でも生殖への悪影響が報告されていることから区分 1B とした。

[日本公表根拠データ] (よう化カリウム)

ヒトでは摂取したよう素の体外への一排泄経路として、母乳中排泄があり、放射性よう素を投与した研究結果から、吸収されたよう素の母乳への排泄率は甲状腺組織機能の状態により異なり、甲状腺機能亢進症の患者による化ナトリウム(Na¹²³I)を経口投与後5.5日間に母乳中へ投与放射能の約2.5%が排泄されたとの報告(CICAD 72(2009))、同様に甲状腺機能亢進症患者で母乳中よう素排泄率が約2.6%であったとの報告(CICAD 72(2009))があるのに対し、甲状腺機能低下症の患者では放射性よう化ナトリウムを経口投与後41時間以内に投与放射能の25%が母乳中に排泄されたとの報告がある(CICAD 72(2009)、ATSDR(2004))。

ヒトでのよう素過剰摂取による健康影響としては、甲状腺腫、甲状腺機能障害、新生児、および小児ではそれに関連したクレチン症、脳機能障害などが、また成人では生殖器系への二次的影響として、子宮出血、無排卵を含め月経周期異常を生じる可能性がある(ATSDR(2004))との記述がある。

一方、実験動物ではよう素を妊娠ラットの妊娠後半の12日間混餌投与(2,500mg/kg/day)した結果、母動物の25%が難産で分娩遅延をきたし、新生児死亡率の増加がみられたとの報告(CICAD 72(2009))、および妊娠ウサギによる化物(本物質かは不明)を分娩前の2日間経口投与(250mg/kg/day)で、新生児の2/3が死亡したとの報告がある(CICAD 72(2009))。

以上、ヒトでよう素の過剰摂取により、甲状腺機能障害をきたし、二次的影響として月経異常など性機能への影響が生じる可能性があること、吸収されたよう素が母乳中に排泄されるとの知見があること、母乳を介して新生児に移行したよう素が乳幼児の発達障害を及ぼす可能性が考えられる。

よう化物への過剰ばく露による生殖毒性のヒトでの証拠は十分とは言えず、本項は区分1Bとして、授乳影響の区分を追加した。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

: 区分1。

以下データより、塩化水銀(II)として区分1、よう化カリウムとして区分1、水酸化カリウムとして区分1であり、本製品の塩化水銀(II)含有量は2.48%、よう化カリウム含有量は4.95%、水酸化カリウム含有量は12.69%であることから、区分1とした。

[日本公表根拠データ] (塩化水銀(II))

腎臓、消化管、肝臓、心血管、呼吸器、神経系の障害(区分1)。ヒトで本物質を単回経口摂取後の中毒例が18件(死亡例9件を含む)報告され、最も共通の所見は軽度の胃炎～重度の壊死性粘膜潰瘍に見られた胃腸の病変と腎不全に至った腎臓の病変であるとの報告に基づき、区分1(腎臓、消化管)とし、また、自殺企図で塩化第二水銀を摂取した男性において、P波の消失、QRS部分の延長、T波の増高による心電図異常が報告されており、区分1(心血管系)とした。一方、塩化水銀の摂取により黄疸、肝酵素の上昇と剖検で肝腫大を認めた35歳の男性および粉末塩化第二水銀の摂取で、肝腫大が観察された19か月の男児の症例報告に基づき、区分1(肝臓)とした。これらの症例報告においては、35歳の男性では重度の肺水腫がみられ、19か月の男児には細かいラ音が検出されており、区分1(呼吸器)とした。さらに、35歳男性は霧視、複視、死亡前の繰り返しの痙攣、剖検で後頭葉と小脳に腫瘍が認められたことから、区分1(神経系)とした。

[日本公表根拠データ] (よう化カリウム)

ヒト事例では、New York City Medical Examiners Office(USA)の報告によると、ヨードチンキ(よう素をエタノールに溶かしたもので、添加物としてよう化カリウム(KI)が含まれる)の経口摂取による18例の自殺例があり、そのヨードチンキの濃度は、1,200~9,500mg(17-120mg/kg 体重)で、摂取後48時間以内に死亡が認められている他、本物質溶液(ヨードとして15g)で自殺を試みたが回復したとの報告もある(CICAD 72(2009)、ATSDR(2004)、PATTY(6th, 2012))。また、ヨードの急性過剰摂取は、一過性の甲状腺ホルモン産生の低下させるとの記載がある(ATSDR(2004))。よう化化合物による症状として、致死量あるいは致死量近傍の毒性症状は、腹部痙攣、出血性下痢、消化管潰瘍、顔、首の浮腫、肺炎、溶血性貧血、代謝性アシドーシス、肝臓の脂肪変性、腎不全であるとの記載がある(CICAD 72(2009))。(これらについては、詳細情報が記載されていないため、採用しなかった。)以上より、本物質は甲状腺への影響があり区分1(甲状腺)とした。新たな情報を追加し旧分類を見直した。

[日本公表根拠データ] (水酸化カリウム)

呼吸系の障害(区分1)。粉じんまたはミストを吸入ばく露すると鼻、気管気管支の熱傷等の障害を起し、肺水腫に至る(SIDS(2001))、(ACGIH(2001))、(PATTY(5th, 2001))の記載により区分1(呼吸系)に分類した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: 区分1。

以下データより、塩化水銀(II)として区分1、よう化カリウムとして区分1であり、本製品の塩化水銀(II)含有量は2.48%、よう化カリウム含有量は4.95%であることから、区分1とした。

[日本公表根拠データ] (塩化水銀(II))

長期または反復ばく露による神経系、腎臓、呼吸器、心血管、消化管の障害(区分1)。

金属水銀または無機水銀化合物の毒性における主要な標的臓器は腎臓と中枢神経系であり、高濃度のばく露では、呼吸器、心血管系、消化管にも影響が現れると記載されている。神経系に関しては、職業ばく露では精神性興奮を生じさせ、ばく露の継続により手の細かい振戦を発症し、水銀ばく露作業における神経伝達速度の低下は立証されているとの報告がある。

また、無機水銀化合物への経口ばく露による死因は、腎不全、心血管虚脱、重度の胃腸障害とされており、本物質のばく露の場合、潰瘍性の胃腸炎の発症が見られるとの記載がある。以上から本項の分類は区分1(神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管)とした。

[日本公表根拠データ] (よう化カリウム)

薬物治療に本物質を経口摂取した例でよう素疹がみられている。よう素疹は、ざ瘡様膿疱を特徴とし、膿疱が合体した増殖性の結節病変が顔面、四肢、体幹などにみられた複数の事例があり、また、薬物治療に本物質を用いた例で発熱がみられた事例が報告されている。また、本物質の過剰な経口ばく露により、甲状腺機能低下がみられ、一方、甲状腺機能亢進を示す事例も報告されている(ATSDR(2004)、CICAD72(2009))。このほか、長期連用による重大な副作用として、よう素中毒として皮膚や甲状腺の病変の他に、喉頭炎、気管支炎、声門浮腫、喘息発作、唾液腺浮腫、耳下腺炎、胃炎、よう素悪液質として、全身衰弱、心悸亢進、抑うつ、不眠、神経過敏などが記載されている(医療用医薬品集 2016(2015))。

以上のように、皮膚、甲状腺のほか標的臓器の特定が困難な全身性の諸症状がみられた。したがって区分1(皮膚、甲状腺、全身毒性)とした。

吸引性呼吸器有害性

- : 区分1。
以下データより、水酸化カリウムとして区分1であり、本製品の水酸化カリウム含有量は12.69%であることから、区分1とした。
[日本公表根拠データ] (水酸化カリウム)
吸引により肺炎で死に至る(ACGIH(2001))の記載による区分1に分類した。

1 2. 環境影響情報

生態毒性

水生環境急性有害性

- : 水生生物に非常に強い毒性。区分1。(塩化水銀(Ⅱ))
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性。区分1。
(塩化水銀(Ⅱ))

水生環境慢性有害性

- : (甲殻類) オオミジンコの48時間LC₅₀=1.8-4.3 μ/L
(塩化水銀(Ⅱ))

残留性・分解性

- : 微生物などによる分解性はない。(塩化水銀(Ⅱ))

生態蓄積性

- : 魚介類の体内において、濃縮性が中程度と判断される物質である。(塩化水銀(Ⅱ))

濃縮性(倍率) コイ 863-4160倍 (20 μg/L) (塩化水銀(Ⅱ))

コイ 1050-4620倍 (10 μg/L) (塩化水銀(Ⅱ))

1 3. 廃棄上の注意

- : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者などに水銀含有液であること、危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。
空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国内規制

陸上規制情報

- : 道路法施行令第19条の13(通行制限物質) (塩化水銀(Ⅱ))

海上規制情報

- : 船舶安全法危規則第3条危険物告示別表第一毒物類
(塩化水銀(Ⅱ))

航空規制情報

- : 航空法施行規則第194条危険物告示別表第1毒物類。
(塩化水銀(Ⅱ))

国連分類

- : クラス6.1(毒物)、等級Ⅱ(塩化水銀(Ⅱ))
: クラス8(腐食性物質)、等級Ⅱ(水酸化カリウム)

国連番号

1624(塩化水銀(Ⅱ))
1813(水酸化カリウム)

輸送の特定の安全対策及び条件

- : 輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れなどがないことを確認する。

転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に
行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

1 5. 適用法令

塩化水銀(Ⅱ)

- : 消防法
第9条の3貯蔵等の届出を要する物質(30kg)
化学物質管理促進法
第1種指定化学物質(政令第175号)(改正前)

水酸化カリウム

第1種指定化学物質（政令第237号）
毒物及び劇物取締法
毒物
労働安全衛生法
政令別表第3特定化学物質障害予防規則（第2類物質）
法第57条（令第18条）名称等を表示すべき有害物質
法第57条の2（令第18条2）名称等を通知すべき危険物
及び有害物（政令第315号）
水質汚濁防止法
施行令第2条有害物質
土壤汚染対策法
施行令第1条特定有害物質
船舶安全法
危規則第3条危険物告示別表1毒物類
航空法
施行規則第194条危険物告示別表第1毒物類
労働安全衛生法
有機溶剤等に該当しない製品
腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
[水酸化カリウム]
法第57条（令第18条）名称等を表示すべき有害物質
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、
施行令第18条の2別表第9）
[水酸化カリウム]
毒物及び劇物取締法
劇物（第2条別表2）
[水酸化カリウム 85%（法令番号53）]
道路法
車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速
道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
航空法
腐食性物質 分類8
船舶安全法
腐食性物質 分類8
海洋汚染防止法
有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
水質汚濁防止法
指定物質
[水酸化カリウム 法令番号8]
港則法
その他の危険物・腐食性物質（法第21条第2項、規則第
12条、危険物の種類を定める告示別表）
外国為替及び外国貿易法
輸出貿易管理令別表第1の16の項
労働基準法
疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表
第1の2第4号1）
※製品の含有量に応じた法令の適用の有無は考慮していない。

よう化カリウム

： 労働安全衛生法

名称等を表示し、または通知すべき危険物および有害物

名称表示危険／有害物

よう化カリウム

16. その他の情報

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険・有害等に関して、保証をするものではありません。

また、注意事項は、通常の手扱いを対象としたものですので、特殊な手扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、安全性を確認してからご利用ください。
